

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成22年8月1日 No. 707

労働基準情報

岩手

Aug

8

2010



『岩手山のある風景』 写真：眞 館 弘 治

**決めたこと
みんなで実行
ゼロ災職場**

〔目次〕

平成22年度 安全衛生 厚生労働大臣 岩手労働局長表彰、 中小企業子育て支援助成金が変わりました	2・3
中小企業無災害記録証を受けませんか	4
クウェスチョン	5
平成21年賃金不払事件処理結果について	6・7
安全管理者選任時研修、お知らせ、 死亡災害速報、中央労働災害防止協会からのお知らせ	8
新会員事業所のお知らせ、快適職場事業場	9
講習会のお知らせ	10・11

平成22年度

安全衛生 厚生労働大臣 岩手労働局長表彰



前列左が山崎局長、前列右が藤原副会長

岩手労働局では、第83回全国安全週間（7月1日～7月7日）に合わせ、7月1日に安全衛生活動へ積極的に取り組んでいる事業場及び個人に対する表彰式を、岩手労働災害防止関係団体連絡協議会の藤原洋岩手労働基準協会副会長を来賓に迎えて行いました。

表彰式では、厚生労働大臣から「安全衛生に関する水準が優秀で改善のための取組が他の模範と認められた」1事業場と「長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした」として個人1名に対して表彰状が山崎眞司岩手労働局長から伝達されました。

引き続き「地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範と認められた」1事業場に対して岩手労働局長から表彰状が授与されました。

表彰を受けられた事業場及び個人、表彰のポイントは以下のとおりです。おめでとうございます。

◆厚生労働大臣 奨励賞（安全確保）

森永乳業 株式会社 盛岡工場（盛岡市） 宇賀地工場長 …（写真：前列左三人目）

- 平成5年7月より無災害を続けていること。
- 他工場発生の災害事例を基に職場点検のチェックシートを作成・点検を行うほかヒヤリ情報をイラスト化したものをKYTに利用する等、創意工夫と労使協力による安全衛生意識の高揚のための活動が行われていること。
- 安全に係る安全11則を策定、各規則の設定の理由解説・参考資料の教示・過去の災害事例を取りまとめたものを作成し、労働者が規則を容易に理解をできるように工夫されていること。

◆厚生労働大臣 安全衛生推進賞

千葉 一男（元労災防止指導員）…（写真：前列左四人目）

- 昭和51年度から26年間に渡り、労災防止指導員として、平成14年度からはチェーンソー取扱作業指導員として、幅広い業種に対する個別指導、安全パトロールを通じ、関係事業場に対し的確な指導を行い、安全管理水準の向上及び労働災害の防止に多大な貢献をしたこと。
- 昭和54年より現在に至るまで、岩手労働基準協会が実施する技能講習の講師等を行い、地域の資格者の充足等に大きく貢献する等、各事業場並びに地域全体の安全管理水準の向上に多大な貢献をしたこと。

◆岩手労働局長 奨励賞（安全確保）

盛岡東京電波 株式会社 久慈工場（久慈市） 矢口 誠 代表取締役…（写真：前列左二人目）

- 平成17年8月より無災害を続けていること。
- 安全衛生委員長である工場長がリスクアセスメントを統括管理し、実施担当者を指名している。優先度の高いリスクから措置を講じ、優先度の低いリスクも確実に措置を講じている。残留リスクがあった場合、委員会で再度検討していること。
- 作業改善のための提案制度、TBM、5S、表彰制度等の安全衛生活動が定着しており、労使が活動について積極的に協力していること。

中小企業子育て支援 助成金が変わりました

中小企業における育児休業の取得促進を図るため、一定の要件を備えた事業主（労働者数100人以下企業）が、育児休業取得者が初めて出た場合に受給できる助成金です（平成18年度から平成23年度までの時限措置）。

※下線部分が平成22年4月の改正点です。

●支給額

1人目	100万円
2人目から5人目まで	80万円

●受給要件

次のいずれにも該当する事業主であること。

- 1 常時雇用する労働者数が100人以下の雇用保険適用事業主(企業単位)であること。
- 2 次世代育成支援対策推進法に基づき、支給申請前に一般事業主行動計画を策定し労働局に届出ていること。平成21年4月1日以後に策定・変更した場合は、行動計画を公表し、かつ労働者に周知したこと。
- 3 労働協約又は就業規則に育児休業について規定している事業主であること。

平成22年6月30日以後の支給申請は、改正育児・介

護休業法に対応した育児休業について、支給申請前に労働協約又は就業規則に規定していること。

- 4 平成22年6月30日以後に開始した育児休業の場合、支給申請にかかる労働者に対し書面（育児休業取扱通知書など）により育児休業期間など育児・介護休業法施行規則で定める事項）を通知した事業主であること。
- 5 平成18年4月1日以後、初めて育児休業を取得した労働者が出たこと。（平成18年3月31日までに育児休業取得者が出た事業主は受給できません。）
- 6 雇用保険被保険者として子の出生日まで1年以上雇用した労働者であり、1歳までの子について6か月以上育児休業（産後休業終了後引き続き育児休業をした場合には、産後休業を含む。）を取得し、かつ、育児休業終了日の翌日から起算して雇用保険の被保険者として1年以上（育児休業終了日が平成22年5月1日前の場合は6か月以上。）継続して雇用されたこと。

●支給申請

育児休業の場合は育児休業終了日の翌日から起算して1年を経過した日の翌日から起算して3か月以内に、支給申請書に必要書類を添えて岩手労働局雇用均等室に提出してください。

※この他にも受給要件、経過措置等があります。詳しくは岩手労働局雇用均等室へお問合せください。（TEL 019-604-3010）

中小企業無災害記録証を受けませんか

中央労働災害防止協会（当岩手労働基準協会は岩手県支部になっています）では、事業場において無災害記録を樹立したときに記録証を授与することにより、中小企業における自主的安全推進活動を促進するとともに、その労働災害の防止に寄与することを目的に「中小企業無災害記録証」制度を設けています。

会員各位におかれましては、この無災害記録にチャレンジされることをお勧めいたします。



【適用範囲】

資本の額の総額が1億円以下の企業及び労働者数が300人以下の企業に属する労働者数が10人以上100人未満の事業場に適用されます。

【無災害日数】

業務上死亡又は休業1日以上の上業災害が発生した翌日から起算し、次に業務上死亡又は休業1日以

上の休業災害が発生した日の前日までを算入対象とし、継続した間の日数となります。ただし、労働が行われなかった日は算入しません。

【無災害記録】

第1種無災害記録から第5種無災害記録までの5段階となっています。

労働者数、業種により第1種無災害記録の無災害記録日数が相違しています。下表を参照してください。

【労働者数】

労働者数の算出に当たっては、雇用の形態にかかわらず、その事業場に属する全ての労働者が算入されます。

【申請方法】

申請は所定の様式の申請書を作成していただき、当協会各支部に申請していただきます。

なお、無災害を達成した日から申請を行う日までの間に業務上死亡又は休業1日以上の上業災害が発生した場合は申請することはできないことになっています。

中小企業無災害記録日数表（抄）

事業の種類	10人～29人					30人～49人					50人～99人				
	第一種 (努力賞)	第二種 (進歩賞)	第三種 (銅賞)	第四種 (銀賞)	第五種 (金賞)	第一種 (努力賞)	第二種 (進歩賞)	第三種 (銅賞)	第四種 (銀賞)	第五種 (金賞)	第一種 (努力賞)	第二種 (進歩賞)	第三種 (銅賞)	第四種 (銀賞)	第五種 (金賞)
土 木 建 築 業	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
食 料 品 製 造 業	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
衣服・その他の 繊維製品製造業	1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	850	1,700	2,550	3,850	5,750
木材・木製品製造業	650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
金属製品製造業	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
一般機械器具製造業	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400	400	800	1,200	1,800	2,700
電気機械器具製造業	1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,050	2,100	3,150	4,750	7,100	800	1,600	2,400	3,600	5,400
道路貨物運送業	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
卸売・小売業・飲食店業	1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400

他の業種についても規定されています。詳細については、各支部にお問い合わせください。



労災保険のメリット制について

Q1 労災保険のメリット制とは、どんな制度ですか？

A1 労災保険の保険率は、業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して、事業の種類ごとに定められていますが、事業の種類が同一であっても、作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、災害防止努力の如何等によって、個々の事業場ごとの業務災害率には、かなりの高低があります。

そこで、事業主負担の具体的公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進することを目的として、たとえ同種の事業であっても、一定規模（業種によって異なります。）以上の事業については、個々の事業場の労働災害の多寡に応じ、一定の範囲で労災保険率を引き上げ又は引き下げる制度設けています。これを労災保険の「メリット制」といいます。

適用される事業は、継続事業では労働者数が過去3年間100人以上の事業、又は過去3年間20人以上100人未満の労働者を使用する事業であってそ

れぞれの保険率と労働者数との積が0.4以上の事業となっています。また、一括有期事業については過去3年間のそれぞれの確定保険料が100万円以上の事業となっています。

継続事業（一括有期事業の場合の、建設の事業と立木の伐採の事業を含みます。）の場合には、その事業について、事業の種類ごとに定められた労災保険率から、通勤災害に係る率（平成21年4月1日から、1,000分の0.6）を減じた率を、3年間の労災保険給付と確定保険料の収支率に応じて、40%（立木の伐採の事業については35%）の範囲内で引き上げ又は引き下げた率に、通勤災害に係る率を加えた率が、メリット料率になります。このメリット料率は毎年一定時期に都道府県労働局長から通知されます。

メリット料率により保険率が引き上げられますと、保険料も増加することになりますので、日常的な労働災害防止活動を活発にし、災害防止に努められるようお願いいたします。

詳しいことは、岩手労働局総務部労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

【HPアドレス】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yougo.html>

'10 岩手県産業安全衛生大会 快適職場推進岩手大会

平成22年10月4日(月) 13時
岩手教育会館大ホール

特別講演

「人間心理から見た安全対策」

正 岡 亘氏
(立教大学名誉教授)



平成21年賃金不払事件処理結果について

－賃金不払事件数、不払金額は昨年より増加－

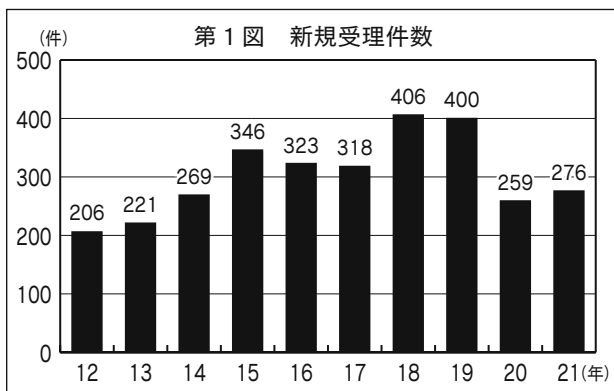
岩手労働局（局長 山崎真司）では、平成21年（1月～12月）に県内7労働基準監督署が労働者からの申告等により処理した賃金不払事件（定期給与・退職金・割増賃金等の不払）の処理結果を取りまとめた。

第1表 賃金不払事件の推移

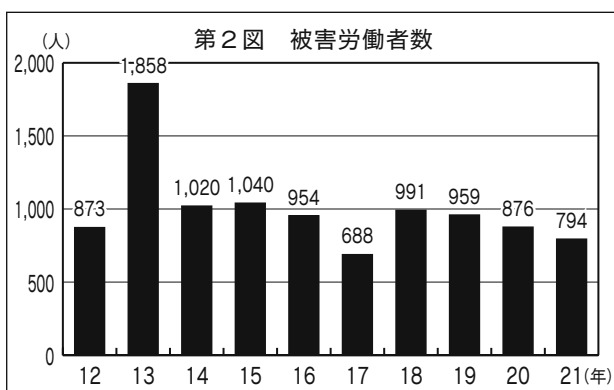
対象期間	新規受理件数（件） （A）	被害労働者数（人） （B）	不払金額（千円） （C）	1人平均不払金額（円） （C）／（B）
平成15年	346	1,040	304,124	292,427
平成16年	323	954	337,583	353,861
平成17年	318	688	236,476	343,715
平成18年	406	991	321,996	324,920
平成19年	400	959	285,519	297,726
平成20年	259	876	194,874	222,459
平成21年	276	794	233,399	293,953

1. 賃金不払事件数、賃金不払額は増加。被害労働者数は減少。（第1表関係）

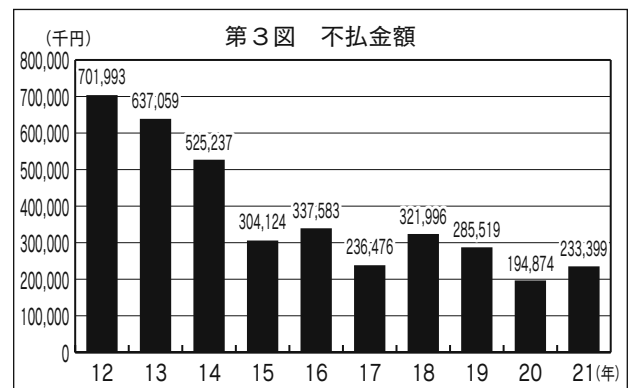
①平成21年に受理した賃金不払事件は276件で、平成20年（259件）と比較して、17件（6.6%）増加した（第1表、第1図参照）。



②被害労働者数は794人で、平成20年（876人）と比較して、82人（9.4%）減少した（第1表、第2図参照）。



③賃金不払金額は2億3,339万9千円で、平成20年（1億9,487万4千円）に比べ、3,852万5千円（19.8%）増加した（第1表、第3図参照）。



2. 業種別では、製造業、建設業などが高い割合（第2表関係）

①業種別件数

- ・建設業 72件（26.1%）
- ・製造業 54件（19.6%）
- ・商業 47件（17.0%）

②業種別被害労働者数

- ・製造業 329人（41.4%）
- ・建設業 156人（19.6%）
- ・商業 87人（11.0%）

③業種別不払金額

- ・製造業 6,377万2千円（27.3%）
- ・建設業 4,879万6千円（20.9%）
- ・接客娯楽業 4,077万5千円（17.5%）

第2表 平成21年賃金不払事件業種別一覧

業 種	賃金不払事件		
	件 数	被害労働者数(人)	不払金額(千円)
製 造 業	54	329	63,772
鉱 業	2	4	503
建 設 業	72	156	48,796
運 送 業	30	76	31,272
農 林 業	3	11	3,727
畜産・水産業	2	2	74

業 種	賃金不払事件		
	件 数	被害労働者数(人)	不払金額(千円)
商 業	47	87	16,651
金融・広告業	6	6	1,626
保健衛生業	13	28	1,560
接客娯楽業	33	63	40,775
清掃・と蓄業	3	3	660
その他の事業	11	29	23,983
合 計	276	794	233,399

3. 未払賃金立替払制度の確認労働者数及び立替払金額は減少（第3表関係）

平成21年、企業倒産等により賃金が支払われなかった事案について、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、労働基準監督署において未払賃金立替払制度を適用した事案の内訳は次のとおりであり、昨年より減少した。

- ①確認労働者数 306人（前年378人）
 ②立替払金額 9,270万5千円（前年1億2,497万2千円）

○未払賃金立替払制度

未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う制度です。

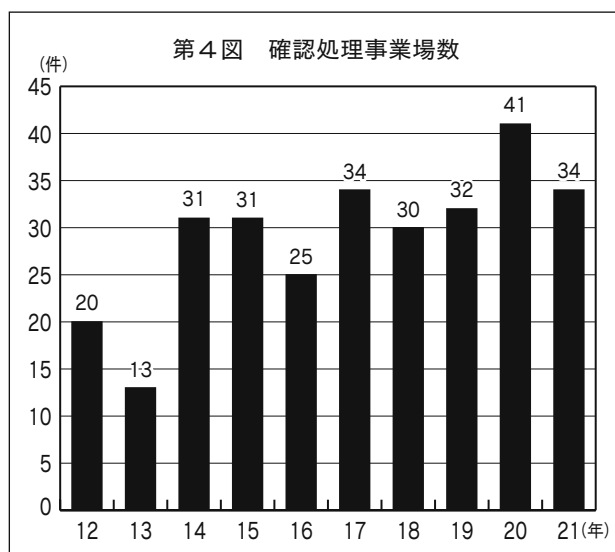
＊「倒産」とは、企業が次の①又は②に該当することとなった場合をいいます。

- ①裁判所から破産手続開始決定、特別清算開始命令、再生手続開始命令、更生手続開始決定があった場合
 ②上記①の手続はとられていないが、事実上、事業活動が停止して、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて労働基準監督署長の認定があった場合（この場合は、中小企業のみが対象となります。）

4. 今後の取組

県内の経済情勢は、「厳しい状況にあるものの、緩やかな持ち直しの動きがみられる。」とされているが、自律的な回復力はおおむね弱い状況が続いており、賃金不払事件等についても引き続き相当程度の件数が発生することが懸念される。

このため、岩手労働局においては、社会情勢や企業の動向を注視し、企業倒産等に係る早期の情報の把握や賃金債権の確保、的確な監督指導などの各種の施策を実施していくとともに、悪質な事案については司法処分を含め厳正に対処することとしている。



第3表 未払賃金立替払制度の運営状況

対象期間	認定申請件数(件)	確認処理事業場数(件)	確認労働者数(人)	立替払金額(千円)
平成15年	19	31	336	155,956
平成16年	23	25	490	242,159
平成17年	25	34	314	102,356
平成18年	29	30	206	85,630
平成19年	30	32	280	117,970
平成20年	27	41	378	124,972
平成21年	29	34	306	92,705

安全管理者選任時研修

安全管理者は、一定の資格者で、上記研修を修了した者から選任することとなっています。(労働安全衛生規則第5条)

安全管理者選任時研修が下記により開催されますのでご案内します。

記		
日 時	9月6日(月) 13:30～16:50	
	7日(火) 9:00～16:40	
場 所	盛岡市 岩手県自治会館	
受講料	会 員	12,600円
	非会員	14,700円
	他にテキスト代	1,260円

お知らせ

「労働者災害補償保険審査官決定事案一覧」を厚生労働省ホームページに掲載しております。

掲載場所は、厚生労働省ホームページ→労働基準(行政分野ごとの情報)→労災補償(分野別施策の紹介)となります。

内容は、労働者災害補償保険審査官が行った主な取消決定、棄却決定及び却下決定について掲載しています。
(内容は四半期ごとに更新予定)

死 亡 災 害 速 報 (3月)

■宮古署 製造業(化学工業) 3月10日(水) 男(36) 有害物等との接触

昼休み時間に昼食を持って工場敷地に隣接する従業員駐車場に向かったのを目撃された後、昼休みが終了しても工場に姿を見せなかったため、同僚労働者が従業員駐車場を見に行ったところ、運転席側ドア以外が雪に埋もれた状態で、エンジンが稼動していた被災者所有車の運転席で、意識を失った状態で発見されたもの。

3月発生の災害ですが、業務上外調査の結果、業務上と決定されました。

中央労働災害防止協会からのお知らせ




健康×イキイキ×コミュニケーション

心とからだの オアシス

- 季刊(年4回(1・4・7・10月)発行)
- A4判変型・48頁
- 年間予約購読料2,000円(税込・送料サービス)
- 1部定価500円(本体477円・送料別)




メンタルヘルス・生活習慣病対策…

いま職場には、メンタルヘルス、生活習慣病対策など健康管理の課題が山積。その解決に向け、ライン管理者、健康管理スタッフは対応を求められています。季刊誌「心とからだのオアシス」では、第三次産業を中心に、そこで働く方々の心とからだの健康確保を支援するため、企業の取組事例をふんだんに盛り込みながら解決策を紹介しています。

お問い合わせ先 **中災防出版事業部** TEL: **03-3452-6401** URL: <http://www.jisha.or.jp/>

新会員事業所のお知らせ

6月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
釜石	(有)気仙沼ネジ 釜石営業所	釜石市

支部名	事業所名	所在地
一関	(有)三友設備	一関市

岩手労働局長認定 《6月認定分》

快適職場事業場

認定番号	事業場名	市町村名
744	西松建設株式会社 和賀中部出張所 農業専用水路管理用道路建設工事	北上市
745	(株)佐藤組・鈴木建設(株)特定共同企業体 北上市立南中学校校舎改築(建築)第一期工事	北上市
746	佐藤工業(株)・岡崎建設(株)特定共同企業体 津付ダム付替国道397号1号トンネル築造工事	住田町

認定番号	事業場名	市町村名
747	株式会社 岩手マイタック 室場道路 作業所	田野畑村
748	(株)間組・(有)共同産業特定共同企業体 金ヶ崎永岡作業所 第75号永岡小学校校舎改築等工事	金ヶ崎町

快適職場推進計画の作り方や申請の方法については、快適職場推進アドバイザーが無料でお手伝いいたします。お気軽にご相談ください。

〈連絡先〉

岩手快適職場推進センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号 (財)岩手労働基準協会内

TEL (019) 623-6521

FAX (019) 623-6424

第69回

全国産業安全衛生大会

2010 in 福岡

開催期間
10月6日(水)～8日(金)

会場
総合集会 10月6日 | 分科会 10月7日～8日
マリンメッセ福岡 | 福岡国際会議場ほか

総合集会 特別講演
東海大学体育学部長
山下泰裕 氏

同時に開催
緑十字展2010
日時:10月6日(水)～8日(金)
場所:福岡国際センター

快適職場フォーラム
日時:10月7日(木)
場所:福岡銀行本店大ホール

身につけよう 基本作業とプロ意識 みんなで築く安全職場

講習会のお知らせ

22年10月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習 等	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	8/5(木)～6(金)	岩手県自治会館	100	本 部	7,350	1,680
	有機溶剤作業主任者技能講習	10/21(木)～22(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	100	本 部	7,350	1,680
	玉掛け技能講習	8/9(月)～11(水)	岩手県立久慈高等学校	40	二戸支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,500
		8/17(火)～19(木)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
		8/17(火)～18(水)・20(金)	岩手県自治会館他	20	盛岡支部		
		9/2(木)～4(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		9/2(木)～3(金)・5(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		9/6(月)～8(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		9/6(月)～7(火)・9(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		9/7(火)～9(木)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		9/7(火)～8(水)・10(金)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		
		9/14(火)～16(木)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		10/4(月)～6(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		10/4(月)～5(火)・7(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		10/13(水)～15(金)	盛岡市共同福祉センター他	30	盛岡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	8/24(火)～27(金)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部	28,350	1,470
		8/24(火)・30(月)～9/1(水)	岩手県自治会館他	20	盛岡支部		
		9/10(金)～12(日)・18(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		9/27(月)～30(木)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		9/28(火)～10/1(金)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		10/12(火)～15(金)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		10/18(月)～21(木)	盛岡市共同福祉センター他	40	盛岡支部		
		10/19(火)～22(金)	基準協会釜石支部他	30	釜石支部		
		10/19(火)・25(月)～27(水)	基準協会釜石支部他	30	釜石支部		
		10/25(月)～28(木)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	8/24(火)・30(月)	岩手県自治会館他	20	盛岡支部	11,550	1,470
	小型移動式クレーン運転技能講習	8/5(木)～6(金)・8(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,500
		8/24(火)～26(木)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		9/6(月)～8(水)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
		9/7(火)～9(木)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		9/7(火)～8(水)・10(金)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		10/6(水)～8(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		10/12(火)～14(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		10/19(火)～21(木)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		10/19(火)～20(水)・22(金)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	ガス溶接技能講習	8/5(木)～6(金)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部	9,450	735
	安全衛生推進者養成講習	8/31(火)～9/1(水)	基準協会釜石支部	40	釜石支部	8,400	1,260
特別教育講習	アーク溶接特別教育	8/26(木)～27(金)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部	8,400	1,050
		9/24(金)～25(土)	北上製紙(株)	40	一関支部	9,450	
		9/29(水)～30(木)	岩手県自治会館他	60	盛岡支部		
	クレーン運転業務特別教育	9/24(金)～25(土)	花巻高等職業訓練校他	60	花巻支部	8,400 9,450	1,500
		10/26(火)～27(水)	大船渡商工会議所他	40	大船渡支部		
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	9/3(金)～4(土)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部	12,900	1,600
		9/24(金)～25(土)	岩手県自治会館他	20	盛岡支部	13,950	
		10/1(金)～2(土)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部		
	低圧電気取扱作業者特別教育	10/5(火)～6(水)	アイ・ドーム	40	一関支部	8,400 9,450	630
	研削といしの取替え等の業務特別教育	9/9(木)	盛岡地域職業訓練センター	60	盛岡支部	5,250	1,050
		9/9(木)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,300	
		10/23(土)	北上製紙(株)	40	一関支部		
その他の	職長教育	9/13(月)～14(火)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部	11,550	840
		10/14(木)～15(金)	アイ・ドーム	40	一関支部	12,600	
	衛生担当者研修会	9/13(月)	岩手県自治会館	100	盛岡支部	1,000 1,500	
	安全管理者選任時研修	9/6(月)～7(火)	岩手県自治会館	100	本部	12,600 14,700	1,260
	衛生管理者能力向上教育(定期)	9/16(木)～17(金)	岩手教育会館	50	本部	10,500 12,600	2,898
	第1種衛生管理者試験準備講習	10/18(月)～19(火) 10/25(月)～26(火) の4日間	岩手県自治会館他	100	本部	12,600 14,700	6,510

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-623-6521	019-623-6424	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-622-0682	019-622-0634	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-22-3944	0193-22-3944	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-27-3797	0192-27-8974	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

岩手県産業安全衛生大会は、快適職場推進岩手大会と併設で、今年も盛岡市で開催されます。
開催される日は、何月何日でしょうか。

- ① 10月4日
- ② 10月6日
- ③ 10月8日

ヒント 本誌5ページに関連記事

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●7月号の正解

- ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 平成22年8月25日（水）消印有効
- ☎020-0022 盛岡市大通一丁目1-16
（財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-623-6424
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- ③

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

若者と会話ボタンと掛け違い

お互い日本人なのになかなか会話が通じません。若者だけに通じる言葉がありますし、老人が話す格言や例え話は間違っって解釈されてしまいます。

（川柳原生林5月号〈杜若〉澤田文朋作品より）



監修：中災防、マンガ：ミヤチ ヒデタカ

編集後記

○先日ある物づくりをする業界の社長さんとお話をする機会に恵まれた。業界の厳しさは私も知っていたので、現在業界としてどのような考えで活動されているか、お尋ねした。返ってきた言葉は、「業界全体で工夫・改善をしながら、共栄共存の立場で繁栄することを考えている」という。私も全く同感であり共鳴した。勿論業種によっては「差別化」することによって生き延びる工夫をしているところもあるので、一概に皆同じとは言えないが……。労働安全もそうであるが、自分ひとりだけいくら努力してもダメである。心をつにしてお互い助け合いながらチームワークを良くすることで安全が守られるものだと思う。（M・S）

岩手の死亡災害（6月末）

製	造	業	2	(1)
鉱	業		0	(1)
建	設	業	0	(3)
運	輸	業	1	(0)
林	業		3	(2)
商	業		0	(0)
そ	他		2	(0)

累 計 8 (7)
() 内は前年同期

発行 平成22年8月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発行所 財団法人岩手労働基準協会／盛岡市大通一丁目1-16
岩手教育会館7F／☎020-0022／☎019-623-6521
FAX019-623-6424
編集・発行人 佐藤 征 勝